

令和6年12月13日

令和6年

第7回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

## 令和6年第7回南部町議会定例会付議案件

### 目次（令和6年12月13日提出分）

- 議案第70号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第71号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第87号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第88号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第91号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

議案第70号

南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

次のとおり南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年  
法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求  
める。

令和6年12月13日

南 部 町 長      陶 山 清 孝

令和6年12月      日      決

南部町議会議長      景 山      浩

南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南部町条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）  
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除

き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

### （電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計

算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年南部町条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）」を

「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準  
（第53条—第61条） に改める。

第3章 雑則（第62条） 」

第5条第2項から第6項までを削る。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第37条第1項中「附則第3条」を「附則第4条」に改める。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3

歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

### 第3章 雑則

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）

は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・

保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第3項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日

南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町下中谷1128番地1  
株式会社スマイルキューブ  
代表取締役 都築 法明
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第73号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日

南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町農林体験実習館
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町下中谷1128番地1  
株式会社スマイルキューブ  
代表取締役 都築 法明
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第74号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日

南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町地域農産物加工施設 えぷろん
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町円山138番地  
B o n d 合同会社  
代表社員 長谷川 由香
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第75号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日

南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町自然休養村管理センター緑水園
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地  
株式会社緑水園  
代表取締役 林原 敏夫
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第76号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日

南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町林業者等休養福祉施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地  
株式会社緑水園  
代表取締役 林原 敏夫
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 77 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 13 日

南部町長 陶山清孝

令和 6 年 12 月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町健康増進施設レークサイドアリーナ
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町下中谷 606 番地  
株式会社緑水園  
代表取締役 林原 敏夫
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第78号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日

南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
緑水湖教育文化施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地  
株式会社緑水園  
代表取締役 林原 敏夫
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第79号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日

南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町コテージ
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地  
株式会社緑水園  
代表取締役 林原 敏夫
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 80 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
レストハウス、バーベキューハウス
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町鴨部 5 5 6 番地  
鴨部まこも友遊会  
代表 青砥 美穂子
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 8 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町立法勝寺児童館
  
- 2 指定管理者となる団体  
長野県駒ヶ根市中央 1 6 番 7 号  
公益社団法人青年海外協力協会  
代表理事 雄谷 良成
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 8 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南さいはく交流拠点施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町能竹 3 9 4 番地 2  
一般社団法人 南さいはく  
代表理事 足谷 茂
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 8 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町立ふるさと交流センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町福成 1 4 5 2 番地 1  
天津地域振興協議会  
会長 大塚 賢一
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 8 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町立おおくに田園スクエア
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町原 8 6 8 番地 4  
大国地域振興協議会  
会長 前田 輝美
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 85 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町民おおくに農山村広場
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町原 8 6 8 番地 4  
大国地域振興協議会  
会長 前田 輝美
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 86 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 13 日

南部町長 陶山清孝

令和 6 年 12 月 日 決

南部町議会議長 景山浩

- 1 指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称  
南部町民おおくにコミュニティ運動施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
鳥取県西伯郡南部町原 868 番地 4  
大国地域振興協議会  
会長 前田 輝美
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

別 冊

< 補正予算 >

令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 2 号

鳥取県町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から次のとおり鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合同規約を変更することに関し協議することについて議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 1 2 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更  
共同処理する事務として、次の事務を加える。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 4 3 号）第 2 条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務

- 2 鳥取県町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約  
別添

鳥取県町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

鳥取県町村総合事務組合格約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように変更する。

別表第2（第3条関係）に次のように加える。

6 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
---	---

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。